

2006年6月15日

違法伐採総合対策推進協議会
合法性等木材証明部会事務局御中

合法性等木材証明方法検討部会開催のご連絡ありがとうございます。当検討部会への私からの意見として、パブリックコメントの際に提出したものと同一ものを提出させていただきます。

よろしく申し上げます。

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)
小浜

=====

意見1:

<該当箇所>

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(案)」の2～4ページの「(2)森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」

<意見内容>

合法性の証明方法としてあげられている3つの方法のうち、(2)の方法は、各事業者が証明書を発行するにあたって、その取組みを、それぞれの業界団体が認定することが定められているだけです。これでは、納入される製品やその原料を、サプライチェーンを通して特定できる情報は得られません。

また、その証明方法は「合法性の証明がなされたものである旨を証明書に記載」することしか要求されていません。この方法では、調達者である政府は、最終納入業者が提出する「合法性を証明する」とだけ記載された証明書だけを受け取ることになり、仮に不正があっても、それを疑う情報すら得られません。

調達する木材製品が合法的なものであることを保証するために、以下のような方策が必要と考えます。

- ・ 事業者間で納入ごとに交付される証明書には、木材製品やその原料をサプライチェーンを通して特定することができる情報(原料ロット、製品番号など)を記載することとし、必要が生じた際はサプライチェーンをたどって書類を確認することができるようにすること
- ・ あるいは、最終納入者の証明書には、サプライチェーンを通して受け渡しを繰り返された証明書またはそのコピーを添付すること

意見2:

<該当箇所>

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(案)」の2～4ページの「(2)森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」

<意見内容>

違法伐採による森林破壊が問題となっているのは熱帯林諸国やロシアなどの海外であることから、輸入材に対する対策が十分でなければ、対策としての効果がないと考えます。しかし、上記のように

合法性の証明方法が不十分であれば、輸入材の伐採現場で何が行なわれているかはわからぬままです。

海外から輸入された木材・木材製品が合法的なものであることを保証するために、以下のような方策が必要と考えます。

- ・ 合法性確認システムが利用できる国からのものについては、輸出国の合法性確認機関が発行した証明書を添付すること
- ・ 合法性確認システムが利用できない国からのものについては、森林管理者等が発行した証明書等を添付すること
- ・ 木材輸出国の合法性確認システムの構築や、既存のシステムの信頼性を高めるよう支援すること

意見3:

<該当箇所>

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(案)」の2～4ページの「3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法」

<意見内容>

適切な森林管理を進める観点からは、合法性は最小限の要求事項に過ぎないことから、持続可能な管理が行なわれている森林からの木材の利用を進めることが望ましいと考えます。したがって、判断基準の「配慮事項」として持続可能性を盛り込むことについては賛成します。

しかし、ガイドライン(案)で、持続可能性の証明について、(1)の森林認証制度によるものだけでなく、各事業者が証明書の交付を繰り返すことによっても証明できるとされているのは、重大な問題です。

持続可能性には、環境面や社会面の様々な観点が含まれるものであり、その証明にはそれぞれの基準や指標が不可欠です。しかし、今回のガイドライン(案)では、持続可能性の定義として「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの」と記載しているだけで、基準や指標を明確に示していません。したがって、何を以て「持続可能」とであると証明すべきか、あるいは証明されたのかは、事業者にも調達者にもわかりません。事業者が自らの主観で「持続可能」と判断し、そのように記載することが可能であれば、持続可能性の概念や世界中で進められている森林認証の取組みを損なうことにもなりかねない、重大な問題であると考えます。

また、森林認証制度については世界の様々な国や地域で開発されています。それぞれの制度は基準等が異なり、その信頼性について疑問視されているものも多いです。

森林認証制度の評価は調達する側が行なうものであることから、各制度が持続可能性を証明するにあたって信頼できるものであるかどうかについて、日本政府として検証し、信頼できると判断されたもののみを用いるべきです。

以上の理由から、持続可能性の証明方法について、以下の通り変更することを強く主張します。

- ・ 持続可能性の証明については、森林認証制度によるのみ行なうこと
- ・ 様々な森林認証制度の信頼性について検証し、信頼できると判断されたもののみを用いること

以上